

平成23年8月5日

第2306号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 基本測量実施の通知（344・建設管理課）…………… 1
- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定（345・建築住宅課）…… 1
- 建築基準法による道路位置の指定（346・北秋田地域振興局建設部）…………… 2

公 告

- 県営土地改良事業の換地計画の決定（秋田地域振興局農林部）…………… 2

人事委員会規則

- 人事委員会規則11-1（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則…………… 2

告

示

秋田県告示第344号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年8月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 作業の種類

基本測量（基盤地図情報整備）

2 作業を行う地域

能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、潟上市、北秋田市、仙北市、小坂町、五城目町、八郎潟町

3 作業を行う期間

平成23年9月13日から平成24年3月31日まで

秋田県告示第345号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号ニ及び別表第3(に)欄5の項の規定による建築物に係る制限の指定について、次のように定めたので、建築基準法施行細則（昭和47年秋田県規則第44号）第26条の規定に基づき、告示する。

平成13年9月21日秋田県告示第586号、平成13年9月21日秋田県告示第587号、平成15年4月1日秋田県告示第249号、平成15年8月29日秋田県告示第680号、平成15年8月29日秋田県告示第681号及び平成15年8月29日秋田県告示第682号は廃止する。

平成23年8月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

指定区域	面 積	第52条第1項第6号の規定に基づく 数値	第53条第1項第6号の規定に基づく 数値	第56条第1項第2号ニの規定に基づく 数値	別表第3(に)欄5の項の規定に基づく 数値
1 鹿角市、小坂町、大館市、北秋田市、上小阿仁村、能代市、潟上市、男鹿市、五城目町、八郎潟町、由利本荘市、にかほ市、大仙市、美郷町、仙北市、		10分の20	10分の7	2.5	1.5

横手市及び湯沢市の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域（2の項、3の項及び4の項に掲げる区域を除く。）					
2 北秋田市の都市計画区域のうち米内沢中央地区	約9.9ヘクタール	10分の30	10分の7	2.5	1.5
3 仙北市の都市計画区域のうち田沢湖高原地区	約14.0ヘクタール	10分の30	10分の7	2.5	1.5
4 仙北市の都市計画区域のうち水沢温泉地区	約19.1ヘクタール	10分の30	10分の7	2.5	1.5

（2の項、3の項及び4の項にあつては、関係図面は省略し、建設交通部建築住宅課、北秋田地域振興局建設部建築課及び仙北地域振興局建設部建築課並びに北秋田市及び仙北市に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第346号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成23年8月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
北秋田市綴子字東館36番地1 高 橋 吉 雄	北秋田市綴子字東館35番7、35番12	69.44メートル	6メートル	平成23年7月21日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年8月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（銅屋地区全工区経営体育成基盤整備事業）換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成23年8月9日から同年9月5日まで
- 縦覧場所 秋田市雄和市民センター

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則一〇一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月五日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一〇一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一鹿角市本庁の項中「国体・インカレ事務局長、課長、国体・インカレ事務局次長」を「課長、室長」に改め、「技術監」の下に「危機管理監、地域共働コーディネーター」を加え、同表鹿角市出先機関の項中「市民センター」地域アドバイザー」を削り、同表由利本荘市本庁の項中「行政改革推進本部局長」を「危機管理監」に改め、「職員課長補佐」及び「秘書室長」を削り、同表北秋田市出先機関の項中「支所」支所長、課長、出張所長」を「総

合窓口センター	「保健センター」	所長		
センター長」に、	合川診療所	所長、事務長		「阿仁診療所」
	阿仁病院	院長、副院長、診療科長、事務長	を	合川診療所
	合川高等学校	校長、教頭、事務長		米内沢診療所
				所長、副

所長、事務長

務長

所長、事務長」

に改め、同表仙北市本庁の項中「センター長」を削り、「国体事務局長、室長」を「事務局長、室長、

所長」に改め、「教育長」の下に「教育部長」を加え、同表仙北市出先機関の項中		「出張所	所長
		健康管理センター	所長
		平福記念美術館	館長
		健康増進センター	所長
		環境保全センター	所長、参
		特別養護老人ホーム	施設長
		養護老人ホーム	施設長
		介護老人保健施設	事務長
		総合情報センター	館長
		診療所	所長

「出張所	所長
総合情報センター	館長、参事
環境保全センター	所長、参事
にしき園	事務長
健康管理センター	所長
診療所	所長
公民館	館長
市民会館	館長
図書館	館長
平福記念美術館	館長
学習資料館・イベント交流館	館長

先機関の項中「診療所」	「診療所	所長、事務長
所長」を	給食センター	所長
	あきた白神体験センター	所長

に改め、同表八峰町本庁の項中「、所長」を削り、同表八峰町出

計管理者」を「出納室」会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田市山王七丁目 5 番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目 5 番29号